

○健康福祉プラザ管理運営事業について

1. 健康福祉プラザ管理運営事業について

(1) 健康福祉プラザ指定管理業務

指定管理者	堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団共同事業体
指定期間	平成22年10月1日～平成29年3月31日

(2) 重症心身障害者（児）支援センター指定管理業務

指定管理者	社会福祉法人 三篠会
指定期間	平成22年10月1日～平成34年3月31日

2. 平成25年度の利用状況について

(1) 健康福祉プラザ指定管理業務

- ① 市民交流センター
文化芸術教室参加者数 853名
- ② 視覚・聴覚障害者センター（点字図書館・聴覚障害者情報提供施設）
図書利用登録者 303名（貸出件数23,982件）
字幕入DVD利用登録者数 247名（貸出件数335件）
相談件数 1,079件、視覚障害者訓練回数 422回
手話・要約筆記者派遣件数 3,286件
- ③ 生活リハビリテーションセンター
1日平均利用者数 15名（訓練回数 3,648回）
- ④ スポーツセンター
障害者スポーツ教室参加者数 2,197名
堺市障害者スポーツ大会参加者数 317名
- ⑤ 施設使用（プール・研修室等） 85,803名

(2) 重症心身障害者（児）支援センター指定管理業務

- ① 入所施設
50名（うち、人工呼吸器装着等医療的重度者 25名）
- ② 通所施設
1日平均利用者数 12.1名（訓練回数 3,080回）
- ③ 短期入所
1日平均利用者数 5.1名（利用回数 1,559回）

3. 課題及び今後の対応について

(1) 健康福祉プラザ指定管理業務

- ① 事業課題等への対応
 - ・ 今後、ニーズが増大すると見込まれる手話通訳者・要約筆記者の派遣に対応することが必要。
⇒ 手話通訳者・要約筆記者養成講座を充実する。
登録手話通訳者・要約筆記者派遣後のフォローや指導を強化する。
- ② 障害者差別解消法への対応
 - ・ 広く市民の障害理解や、民間事業者の合理的配慮の取り組みを促進することが必要。
⇒ 健康福祉プラザの「障害者スポーツ」、「意思疎通支援」の専門性やノウハウ等を活用し、出張講座や講演会等を開催する。
- ③ 利用者数の増加や利便性の向上への対応
 - ・ 利用者数を増加させることが必要。
⇒ 開所3年間の実績や利用者ニーズ等を踏まえて、既存事業の内容を見直し、充実を図る。
 - ・ 利便性を向上することが必要。
⇒ 主要駅から健康福祉プラザまでのアクセス整備を検討するため、マイクロバスの試験運行（期間限定）や、障害者へのアンケート調査等を実施する。

(2) 重症心身障害者（児）支援センター指定管理業務

- ① 重症心身障害者（児）の地域支援
 - ・ 重症心身障害者（児）及びその家族が安心して地域生活を継続するための支援が必要。
⇒ 引き続き、通所施設・短期入所等を活用し、地域生活支援を行う。
- ② 重症心身障害者（児）支援ネットワークの構築
 - ・ 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所、教育機関、団体等が効果的に連携・協力できるネットワークが必要。
⇒ 引き続き、関係機関との連携・協力関係を強化する。